

議 第 1 3 号

令和4年2月24日提出

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条の2の表に次のように加える。

熊本市立本荘小学校 熊本市立春竹小学校	熊本市立江原中学校
熊本市立中緑小学校 熊本市立銭塘小学校 熊本市立奥古閑小学校 熊本市立川口小学校	熊本市立天明中学校

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（提出理由）

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9第1項の規定により、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すことにより公教育の質の向上を図るため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員

会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正後（案）	現行																																				
<p>（中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校）</p> <p>第6条の2 次の表の左欄に掲げる小学校及び同表の右欄に掲げる中学校は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9第1項の規定により、それぞれ小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すものとする。</p> <table border="1" data-bbox="237 651 929 1227"> <thead> <tr> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本市立芳野小学校</td> <td>熊本市立芳野中学校</td> </tr> <tr> <td>熊本市立富合小学校</td> <td>熊本市立富合中学校</td> </tr> <tr> <td>熊本市立向山小学校</td> <td>熊本市立江南中学校</td> </tr> <tr> <td>熊本市立河内小学校</td> <td>熊本市立河内中学校</td> </tr> <tr> <td>熊本市立託麻東小学校</td> <td>熊本市立二岡中学校</td> </tr> <tr> <td><u>熊本市立本荘小学校</u></td> <td><u>熊本市立江原中学校</u></td> </tr> <tr> <td><u>熊本市立春竹小学校</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>熊本市立中緑小学校</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>熊本市立銭塘小学校</u></td> <td><u>熊本市立天明中学校</u></td> </tr> <tr> <td><u>熊本市立奥古閑小学校</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>熊本市立川口小学校</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	小学校	中学校	熊本市立芳野小学校	熊本市立芳野中学校	熊本市立富合小学校	熊本市立富合中学校	熊本市立向山小学校	熊本市立江南中学校	熊本市立河内小学校	熊本市立河内中学校	熊本市立託麻東小学校	熊本市立二岡中学校	<u>熊本市立本荘小学校</u>	<u>熊本市立江原中学校</u>	<u>熊本市立春竹小学校</u>		<u>熊本市立中緑小学校</u>		<u>熊本市立銭塘小学校</u>	<u>熊本市立天明中学校</u>	<u>熊本市立奥古閑小学校</u>		<u>熊本市立川口小学校</u>		<p>（中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校）</p> <p>第6条の2 次の表の左欄に掲げる小学校及び同表の右欄に掲げる中学校は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9第1項の規定により、それぞれ小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1106 651 1794 943"> <thead> <tr> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本市立芳野小学校</td> <td>熊本市立芳野中学校</td> </tr> <tr> <td>熊本市立富合小学校</td> <td>熊本市立富合中学校</td> </tr> <tr> <td>熊本市立向山小学校</td> <td>熊本市立江南中学校</td> </tr> <tr> <td>熊本市立河内小学校</td> <td>熊本市立河内中学校</td> </tr> <tr> <td>熊本市立託麻東小学校</td> <td>熊本市立二岡中学校</td> </tr> </tbody> </table>	小学校	中学校	熊本市立芳野小学校	熊本市立芳野中学校	熊本市立富合小学校	熊本市立富合中学校	熊本市立向山小学校	熊本市立江南中学校	熊本市立河内小学校	熊本市立河内中学校	熊本市立託麻東小学校	熊本市立二岡中学校
小学校	中学校																																				
熊本市立芳野小学校	熊本市立芳野中学校																																				
熊本市立富合小学校	熊本市立富合中学校																																				
熊本市立向山小学校	熊本市立江南中学校																																				
熊本市立河内小学校	熊本市立河内中学校																																				
熊本市立託麻東小学校	熊本市立二岡中学校																																				
<u>熊本市立本荘小学校</u>	<u>熊本市立江原中学校</u>																																				
<u>熊本市立春竹小学校</u>																																					
<u>熊本市立中緑小学校</u>																																					
<u>熊本市立銭塘小学校</u>	<u>熊本市立天明中学校</u>																																				
<u>熊本市立奥古閑小学校</u>																																					
<u>熊本市立川口小学校</u>																																					
小学校	中学校																																				
熊本市立芳野小学校	熊本市立芳野中学校																																				
熊本市立富合小学校	熊本市立富合中学校																																				
熊本市立向山小学校	熊本市立江南中学校																																				
熊本市立河内小学校	熊本市立河内中学校																																				
熊本市立託麻東小学校	熊本市立二岡中学校																																				

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。